

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

平成三十年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

久保 宣子	（ 名 氏 名 称 ）	主たる事務所又は 事業所の所在地は	取 消 年 月 日
		広島市安佐北区三入三丁目三番一〇号	平成三〇年七月一日